

土砂等の埋立て等事前協議書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

申請予定者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条の規定による協議をしたいので、次のとおり提出します。

土砂等の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の規模	面積： m ² 最大高さ： m
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
埋立て等に使用される土砂等の量(※1)	m ³
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状(※2)	
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画(※3)	
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉 じ ん の 飛 散 の 防 止 措 置
	土砂等及び雨水等の流出の 防 止 措 置
	騒 音 及 び 振 動 の 防 止 措 置
	そ の 他

(※1) 一時堆積である場合にあつては、年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量

(※2) 一時堆積である場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

(※3) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を別紙に記載して添付すること。

注 申請者が法人である場合にあつてはその役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあつてはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあつてはその使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

付表 1

埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画

発 生 元 事 業 者 名	発 生 場 所
1日当たり最大の搬入予定量	m ³
土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量	m ³
搬 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
搬 入 曜 日 及 び 時 間	曜 日 ～ 曜 日 時 分 から 時 分 まで
搬 入 土 砂 等 の 種 類	
搬 入 土 砂 等 の 区 分	
備 考	

注 1 搬入土砂等の種類の欄には、土砂、改良土又は再生土を記載すること。

2 搬入土砂等の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 の上欄に掲げる区分を記載すること。

3 搬入経路図を添付すること。

付表2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

様式第2号（第9条関係）

説明会開催計画書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

申請予定者 住 所

氏 名 印

電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催の計画は、次のとおりです。

開 催 日 時	年 月 日 時
開 催 場 所	
説 明 内 容	
開 催 地 域	
周 知 方 法	

備考

説明会において使用する予定の資料を添付すること。

様式第3号（第9条、第12条関係）

土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書

項 目		数 量	単価 (千円)	金 額 (千円)
土砂等の埋立て等の施工に要する経費	防災のための施設の設置工事に要する経費			
	仮設工（準備工）			
	伐採・除根・除草工			
	進入路設置工			
	杭・丁張・標識工			
	その他			
	飛散防止工			
	防護柵設置工			
	その他			
	軟弱地盤対策工			
	段切り工			
	擁壁工（土留工）			
	排水施設工			
	沈砂池設置工			
調整池設置工				
地下排水工				
暗渠排水工				
埋設工				
その他				
その他				
その他の工事等に要する経費				
盛土工				
表面排水工				
法面保護工				
撤去工				
水質調査				
土壌の汚染状況の調査				
その他				
その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。）				
合 計				

項 目		調達方法	金 額 (千円)
資金調達方法	防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	
		借入金	
	その他の工事等に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	
		借入金	
		収入	
	合 計		

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

土砂等の埋立て等の許可の申請をしようとする者（ ）の行う埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の許可の申請をしようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 土砂等の埋立て等の目的
- ③ 埋立て等区域の位置及び規模
- ④ 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- ⑤ 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- ⑥ 埋立て等に使用される土砂等の量
- ⑦ 土砂等の埋立て等の期間
- ⑧ 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となるとき及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- ⑨ 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
- ⑩ 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置
- ⑪ 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

※土砂等の埋立て等が当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合には、上記①から⑤まで及び⑨から⑪までのほか、以下の事項が必要です。

- ⑫ 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
- ⑬ 土砂等の埋立て等の期間
- ⑭ 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂等の埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

(土地の所有者の同意)

- 第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。
- 2 第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第1項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。
 - 3 第25条第1項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務)

- 第28条 第10条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、埋立て等許可又は変更許可の内容(第10条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
 - 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

- 第29条 市長は、第26条(同条第2項を除く。)の規定による命令(土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第10条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) (略)

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(抜粋)

(土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認)

- 第28条 条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第10条の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
 - (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第5号（第10条関係）

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（変更許可）

土砂等の埋立て等の変更許可の申請をしようとする者（ ）の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の変更許可の申請をしようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 変更の内容及びその理由

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂等の埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

(土地の所有者の同意)

- 第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。
- 2 第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第1項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。
- 3 第25条第1項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務)

- 第28条 第10条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、埋立て等許可又は変更許可の内容(第10条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

- 第29条 市長は、第26条(同条第2項を除く。)の規定による命令(土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第10条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) (略)

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(抜粋)

(土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認)

- 第28条 条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第10条の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
 - (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第6号（第10条関係）

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（地位承継）

土砂等の埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者（
）
の行う土砂等の埋立て等については、下記の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用につ
いて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者から、
次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人に
あっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

記

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂等の埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（土地の所有者の同意）

- 第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。
- 2 第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第1項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。
- 3 第25条第1項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

（地位の承継）

- 第25条 許可事業者の相続人その他の一般承継人又は許可事業者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、第10条第3項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4・5 （略）

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）

- 第28条 第10条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、埋立て等許可又は変更許可の内容（第10条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

- 第29条 市長は、第26条（同条第2項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第10条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) （略）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認）

- 第28条 条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第10条の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

説明会の開催結果等報告書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

埋立て等区域の位置	
説明会の開催日時	
説明会の開催場所	
説明会開催についての周知の範囲とその方法	
説明者の氏名 （法人にあつては、氏名及び役職名）	
住民の出席者数	人
説明会の概要	
意見書の概要	
意見への対応状況	
特記事項	

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

2 説明会で配布した説明資料並びに説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。

3 周辺地域の住民の意見書を添付すること。

土砂等の埋立て等許可申請書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所
氏 名
生年月日

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により、関係書類を添えて土砂等の埋立て等の許可を申請します。

土砂等の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の規模	面積： m ² 最大高さ： m
管理事務所の所在地	
管理責任者の氏名及び職名	
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
埋立て等に使用される土砂等の量(※1)	m ³
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状(※2)	
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画(※3)	
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置
	騒音及び振動の防止措置
その他	

- (※1) 一時堆積である場合にあつては、年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
- (※2) 一時堆積である場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (※3) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を付表1に記載して添付すること。

注 申請者が法人である場合にあつてはその役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあつてはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあつてはその使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

付表 1

埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画

発 生 元 事 業 者 名	発 生 場 所
1日当たり最大の搬入予定量	m ³
土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量	m ³
搬 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
搬 入 曜 日 及 び 時 間	曜 日 曜 日 時 分 から 時 分まで
搬 入 土 砂 等 の 種 類	
搬 入 土 砂 等 の 区 分	
備 考	

- 注 1 搬入土砂等の種類の欄には、土砂、改良土又は再生土を記載すること。
- 2 搬入土砂等の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 3 搬入経路図を添付すること。

付表2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所

様式第9号（第12条関係）

誓 約 書

私は、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、尾鷲市が必要とする場合は、同条例第35条に規定する意見聴取等について、尾鷲市が警察等関係行政機関に照会することを承諾します。

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

調査試料採取調書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

別添の土壤の汚染状況の結果を証する書面の検体試料を次のとおり採取しました。

埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
採取した試料ごとの土壤の汚染状況の調査の結果を証する書面に記載された発行番号	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 深 度	
備 考	

土砂等の搬入に係る管理計画書

受入条件		
搬入前	確認方法①	
搬入時	確認方法②	
受入方法・手順		
その他		

土砂等の埋立て等許可書

様

尾鷲市長 印

年 月 日付けで申請のあった土砂等の埋立て等について、次のとおり許可します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	m ²
土 砂 等 の 量	m ³
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由	
許 可 の 条 件	

（教示） この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、尾鷲市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、尾鷲市を被告として（尾鷲市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

土砂等の埋立て等不許可通知書

様

尾鷲市長

印

年 月 日付けで申請のあった土砂等の埋立て等については、次のとおり許可しないこととしたので、通知します。

埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	m ²
理 由	

（教示） この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、尾鷲市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、尾鷲市を被告として（尾鷲市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

土砂等の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、関係書類を添えて土砂等の埋立て等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び番号		年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

注 申請者が法人である場合にあつてはその役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあつてはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあつてはその使用人の氏名、住所及び生年月日を付表に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

土砂等の埋立て等変更届

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第15条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更前
	変更後

土砂等の埋立て等着手届

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
着手年月日	年 月 日

土砂等発生元証明書

年 月 日

許可を受けた者の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
様

土砂等を発生させた者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地

電話番号

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条の許可を受けた埋立て等区域に搬出する土砂等は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	
工 事 等 の 施 工 場 所	
工 事 等 の 発 注 者	
工 事 等 の 施 工 期 間	
搬 出 す る 土 砂 等 の 量	m ³
搬 出 す る 土 砂 等 の 種 類	
搬 出 す る 土 砂 等 を 使 用 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	

注 搬出する土砂等の種類の欄には、土砂又は改良土を記載すること。

土砂等搬入報告書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第18条第1項の規定により土砂等の発生場所及び土砂等の汚染のおそれがないことを確認したので、同条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の発生場所	
土砂等の搬入予定量	m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日
処理の方法（※）	

※ 改良土又は再生土に限る。

様式第19号（第20条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳

許 可 年 月 日 及 び 番 号	許 可 を 受 け た 者 の 氏 名 (法 人 に あ っ て は 、 そ の 名 称)
年 月 日 第 号	

土 砂 等 の 発 生 場 所 の 事 業 者 の 氏 名 及 び 住 所 (法 人 に あ っ て は 、 そ の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	土 砂 等 の 発 生 場 所 の 工 事 等 の 名 称 (※)

土 砂 等 の 搬 入 の 日 付	1 日 当 た り の 土 砂 等 の 搬 入 量 (m ³)	搬 入 の た め の 車 両 台 数 (台)
計		

※ 再生土又は土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土の場合は、工場・事業場の名称

注1 土砂等管理台帳は、土砂等の発生場所ごとに作成し、1日ごとに記入すること。

2 一時堆積の場合にあっては、土砂等の搬出については様式第17号その2に記載すること。

土砂等使用量報告書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第20条の規定により、土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
埋立て等区域の位置			
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
この報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
埋立て等に使用される土砂等の量	m ³		
この報告に係る期間の前までに報告した土砂等の量	m ³		
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量	m ³		
土砂等の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³
合 計			

土砂等搬入量及び搬出量報告書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 20 条の規定により、土砂等の埋立て等に係る土砂等の搬入の量及び搬出の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
埋立て等区域の位置			
この報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量	搬入の予定量	m ³	
	搬出の予定量	m ³	
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量	m ³		
土砂等の発生場所及び工事等の名称	前回累計量	今回報告量	累計量
	m ³	m ³	m ³
この報告に係る期間中に搬出した土砂等の量	m ³		
この報告時における埋立て等区域内の土砂等の量	m ³		

水質調査報告書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第21条第1項（第2項）の規定により、水質調査の結果を次のとおり報告します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
土 砂 等 の 埋 立 て 等 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
採 取 した 試 料 ごと の 水 質 調 査 の 結 果 を 証 する 書 類 に 記 載 さ れ た 発 行 番 号	
調 査 時 期 の 区 分	定期 ・ 廃止 ・ 完了
採 取 年 月 日	年 月 日
排 水 の 採 取 場 所	
備 考	

土壌の汚染状況の調査報告書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第21条第2項の規定により、土壌の汚染状況の調査の結果を次のとおり報告します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
土 砂 等 の 埋 立 て 等 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
採取した試料ごとの土壌の汚染状況の調査の結果を証する書類に記載された発行番号	
調 査 時 期 の 区 分	廃止 ・ 完了
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 深 度	
備 考	

土砂等の埋立て等完了届

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第24条第1項の規定により土砂等の埋立て等を完了したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の埋立て等を完了した年月日	年 月 日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	
埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	

土砂等の埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 1 項の規定により土砂等の埋立て等を（廃止・休止）したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の埋立て等を廃止した年月日（休止しようとする期間）	（休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ）
廃止（休止）した埋立て等区域における土地及び堆積の形状	
休止又は廃止の理由	
埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容	

土砂等の埋立て等再開届

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名 印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 1 項の規定により土砂等の埋立て等を再開したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

土砂等の埋立て等地位承継承認申請書

年 月 日

尾鷲市長 宛て

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第25条第2項の規定により、地位の承継の承認を次のとおり申請します。

許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
埋立て等区域の位置	
管理責任者の氏名及び職名	
承 継 の 理 由	

注 申請者が法人である場合にあってはその役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあってはその使用人の氏名、住所及び生年月日を付表に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

(表)

第	号	身 分 証 明 書	
写真	所 属	職 名	氏 名
	上記の者は、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第33条第2項の規定による検査のための立入りをを行う職員であることを証する。		
	発行年月日	年	月 日
			尾鷲市長

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入り等）

第33条（略）

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4（略）

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(9)（略）

(10) 第33条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者